

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年7月24日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 4 国名：バングラデシュ 担当：南アジア部
案件名：西部バングラデシュ橋梁改修事業準備調査
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2013年9月下旬～2014年12月下旬

2 参加要件

海外における橋梁改修・建設に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年8月7日から2013年8月9日17：00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年8月7日から2014年8月12日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年8月23日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 9月上旬

(5) 契約交渉 : 9月上旬～9月中旬

5 業務の目的

バングラデシュでは、年率6%前後のGDP成長率を維持する近年の堅調な経済発展に伴い、1975年から2005年までの過去30年間で貨物取扱量が約8倍にまで拡大し、近年では6～7%のペースで貨物量・旅客数ともに増加を続けている。バングラデシュ政府はこれまで積極的に道路網の整備を進め、内陸水運や鉄道を抑えて、道路利用が国内の物流の8割を支えるまでに拡大した（2005年）。しかしながら、バングラデシュの国内道路において運輸省道路局国道部（以下、RHD）が所管する約4,500橋梁の多くは、老朽化が進んだまま改修・架け替えが追い付かず、このうち、約1,500橋は構造上に大きな損傷を有しているため安全な通行が出来ないとされている。また、約1,000橋は、本来、一時的な仮設橋としてのみ用いられる簡易鋼橋（軍用プレハブ橋である「ベイリー橋」等）であり、そもそも道路橋梁としての性能と安全性が十分確保されていないだけでなく、多くが既に劣化・損傷し、場合によっては崩落する等の危険な状況に陥っている。

本業務は、「西部バングラデシュ橋梁改修事業」について、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 対象地域

バングラデシュ西部（RHD管理区分のうち西部5地域：ポリシャル地域（ポリシャル管区）、クルナ地域（クルナ管区）、ラジシャヒ地域（ラジシャヒ管区）、ゴバルゴンジ地域（ダッカ管区のうちパドマ河以西の5県）、ロングプール地域（ロングプール管区））

(2) 相手国対象期間

運輸省道路局

(3) 調査内容

ステージ1（フェーズ1：2013年10月-12月）事業の必要性・妥当性の確認、対象橋梁の選定

（フェーズ1）事業基礎情報の確認、事業枠組みの検討、事業対象橋梁の選定

ア インセプション・レポートの提出

イ バングラデシュ橋梁を取り巻く環境分析、関連法令、事業背景の確認、情報収集・既存情報の整理（現在実施中の東部バングラデシュ橋梁事業の情報含む）、その他ドナーによる橋梁を対象とした類似業務の状況確認、バングラデシュにおける法規則の承認プロセスや手続きの確認

ウ 事業の基本的内容の検討、本業務における今後の作業の全体像（作業内容、スケジュール等）整理、ローカルコンサルタント・現地人材の選定・雇用

エ 対象橋梁の事前スクリーニングの実施

オ 対象橋梁の最終選定

カ 上記に関するバングラデシュ側からの合意取り付け、ワークショップ開催

キ プロGRESSレポート（1）の作成・JICAへの提出

ステージ2（フェーズ2：2014年1月～2月、フェーズ3：2014年5月～6月、フェーズ4：2014年8月～9月）事業の基本的内容の検討

（フェーズ2）サイト状況調査の実施、橋梁形式の最適案

- ア 今期間の現地業務実施方針の策定・提出、JICA説明（*但し、簡易可）
- イ サイト状況調査の実施
- ウ 最適案の策定及び事業効果の確認
- エ プロGRESSレポート（2）の作成・JICAへの提出

（フェーズ3）対象橋の概略設計

- ア 今期間の現地業務実施方針の策定・提出、JICA説明（*但し、簡易可）
- イ 概略設計、事業実施計画の策定及び事業効果の確認
- ウ 上記に関するバングラデシュ側からの合意取り付け、ワークショップ開催
- エ プロGRESSレポート（3）の作成・JICAへの提出

（フェーズ4）円借款審査向け資料の準備

- ア 今期間の現地業務実施方針の策定・提出、JICA説明（*但し、簡易可）
- イ 事業実施（円借款審査）に必要な資料類の作成
- ウ 事業実施に必要な維持管理体制の提案・技術支援の提案
- エ ドラフト・ファイナル・レポートの作成・JICAへの提出

ステージ3（フェーズ5：2014年11月）調査のとりまとめ、審査支援

（フェーズ5）各種成果品のとりまとめ及びJICA審査への支援

- ア 今期間の現地業務実施方針の策定・提出、JICA説明（*但し、簡易可）
- イ バングラデシュ側に対する同事業で採用予定の技術に関するワークショップ開催、理解促進
- ウ ドラフト・ファイナル・レポート最終案（JICAコメント版）のバングラデシュ側の合意取り付け、必要な承認プロセスへの上程、支援作業の実施
- エ JICAミッションによる審査作業の支援
- オ ファイナル・レポートの作成、JICAへの提出

7 成果品等

- (1) インセプション・レポート（2013年10月）
- (2) プロGRESSレポート1（2013年12月）、同2（2014年2月）、同3（2014年6月）、
- (3) ドラフト・ファイナル・レポート（2014年9月）
- (4) ファイナル・レポート（2014年12月）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/交通計画（評価対象予定者）
- (2) 橋梁設計1（鋼橋）（評価対象予定者）
- (3) 橋梁設計2（コンクリート橋）（評価対象予定者）
- (4) 施工計画/道路設計
- (5) 自然環境調査（地形・地質・水文・気象）
- (6) 調達事情/積算
- (7) 経済財務分析
- (8) 環境社会配慮
- (9) 業務調整/橋梁設計補助
- (10) 本邦技術試験

9 特記事項

共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。